

別記様式第4号（第11条関係）

（表）

|   |           |            |       |             |
|---|-----------|------------|-------|-------------|
| 第 号   | 身 分 証 明 書 | 官 職<br>氏 名 | 年 月 日 | 公 安 委 員 会 印 |
| 写 真   |           |            |       |             |
| 上記の者は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第13条第1項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。 |           |            |       |             |
| 86  |           |            |       |             |
| 54  |           |            |       |             |

（裏）

|   |
|---|
| 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（抜粋）  |
| 第13条 公安委員会は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定金属くず買受業を営む者に対し、その営業に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、営業所若しくは特定金属くずの保管場所に立ち入り、特定金属くず、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 |
| 2 前項の規定により立入検査をする警察職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。   |
| 3 略   |

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。